

正 誤 表

『2020年度版 一目でわかる 小規模宅地特例100』(令和2年7月20日発行)に下記の誤りがありました。お詫びの上、訂正させていただきます。

税務研究会出版局
(2020.7)

○該当箇所

270 ページ (事例 34) <参考 2 >

*アンダーラインが訂正箇所

(誤)

<参考 2 : 貸付事業用宅地等との相違>

… (1 段落目省略) …

しかし、貸付事業用宅地等については、上記の特定事業宅地等(措令4の2⑨)の規定がありませんので、相続開始前3年以内に新たに事業用に供した宅地等は原則として小規模宅地等の特例を受けることができません。



(正)

<参考 2 : 貸付事業用宅地等の場合>

… (1 段落目省略) …

しかし、貸付事業用宅地等についても、上記の特定事業用宅地等(措令40の2⑨)の規定が準用されています(措令40の2⑳)ので、条件を満たす場合は小規模宅地等の特例を受けることができます。